



日田市監査委員告示第 16 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 有田小学校  
措置の内容 : 別紙のとおり

令和4年12月21日

日田市監査委員 小ケ内 聡行  
同 溝口 千壽

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【有田小学校】 ○刃物の管理については、施錠可能な棚での管理を行うこと。</p>	<p>【有田小学校】 ご指摘を受けました刃物の管理については、11月10日に鍵のかかる保管庫を図工準備室内に整備し、刃物類はその中に保管するよう改善しています。</p>